

第50回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2022年9月29日（木曜日）午前10時
- 開催場所** 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
- 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株 式 会 社 **ア ル ペ ン**
代表取締役社長 水 野 敦 之

第50回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年9月28日（水曜日）午後6時までに、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、当社に到着するようご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第50期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第50期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://store.alpen-group.jp/corporate>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表を含みます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について

<株主の皆様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権の行使につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使を強くご推奨いたします。なお、行使期限は2022年9月28日（水曜日）午後6時到着分および入力完了分までとなっておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

<会場でのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、ご入場を制限させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・感染リスク低減のため、会場の座席は間隔をあけた配置としますので、ご用意出来る座席数に限りがございます。席数を上回るご来場の場合、入場者を制限して入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の議事は時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただきます場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・出席する議長を含め全役員におきましては、マスク着用にて本総会を執り行わせていただく予定でございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月29日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年9月28日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年9月28日(水曜日)
午後6時入力完了分まで
三井住友信託銀行ウェブサイトの
メンテナンス作業のための取扱い休止期間
2022年9月17日(土)午前5時~9月20日(火)午前5時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(初投票)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

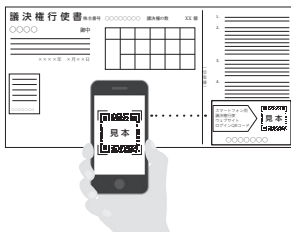
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

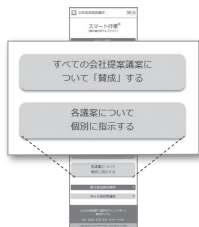
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

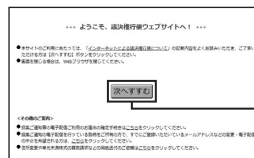
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

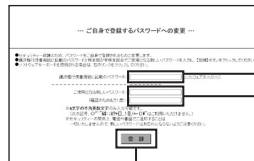
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

三井住友信託銀行ウェブサイトのメンテナンス作業のため2022年9月17日(土曜日)午前5時~9月20日(火曜日)午前5時まで取扱いを休止しております。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みずの 水野 たいぞう 泰三	代表取締役会長	再任
2	みずの 水野 あつし 敦之	代表取締役社長	再任
3	むらせ 村瀬 かずお 一夫	取締役副社長	再任
4	みずまき 水巻 やすひこ 泰彦	取締役	再任
5	まつもと 松本 あやこ 絢子	取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

候補者
番号

1

みずの 水野 たいの 泰三 (1948年11月8日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1972年 7月 当社設立代表取締役社長
2016年 9月 当社代表取締役会長

2021年 9月 当社取締役名誉会長
2022年 3月 当社代表取締役会長 (現任)

所有する当社の株式数：6,766,020株

在任年数：1年

取締役会出席状況：13/14回

取締役候補者とした理由

水野泰三氏は、当社創業者であり、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、代表取締役会長を務め、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

みずの 水野 あつし 敦之 (1977年10月21日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2000年 4月 当社入社
2002年 8月 当社監査役
2003年 9月 当社販売部スポーツデポ
2005年 2月 当社戦略企画室
2011年12月 当社ミフト事業部長
2014年 9月 当社取締役

2015年 3月 当社常務取締役、デジタル推進本部長、
デジタルマーケティング部長
2015年 9月 当社専務取締役
2016年 1月 当社マーケティング本部長
2016年 9月 当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況：JAPANA(CAMBODIA)CO.,LTD.会長
JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA)CO.,LTD.会長
ジャパーナ (無錫) 商貿有限公司董事長

所有する当社の株式数：3,326,280株

在任年数：8年

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

水野敦之氏は、戦略部門および販売部門を歴任し、2016年からは代表取締役社長を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

むら
村

せ
瀬

かず
一

お
夫

(1955年12月27日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2003年9月	当社商品統轄役員
1992年7月	当社商品第四部長	2004年10月	当社商品本部長
1996年5月	当社商品第三部長	2006年7月	当社商品第五部長
2001年9月	当社取締役、商品第三部担当役員、 商品第四部担当役員、商品第五部担当役員、 商品第六部担当役員	2008年9月	当社常務取締役
		2014年9月	当社専務取締役
		2018年2月	当社取締役副社長（現任）

所有する当社の株式数：22,021株

在任年数：21年

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

村瀬一夫氏は、長年にわたり商品管理部門を指揮し、また2001年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

みず
水

まさ
巻

やす
泰

ひこ
彦

(1958年1月26日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1982年3月	当社入社	2008年9月	当社取締役（現任）
1998年9月	当社経理部長	2009年9月	当社管理本部長（現任）
2001年7月	当社財務部長		

所有する当社の株式数：12,966株

在任年数：14年

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

水巻泰彦氏は、長年にわたり財務部門を指揮し、また2008年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

まつもとあやこ
松本 紮子 (1981年3月27日生)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第一東京弁護士会登録
西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所

2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2017年1月 西村あさひ法律事務所パートナー（現任）
2021年9月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況：西村あさひ法律事務所パートナー

所有する当社の株式数：一株

在任年数：1年

取締役会出席状況：14/14回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本紮子氏は、弁護士として高度な法律面の知見を有しております。また、コーポレートガバナンス、M&A、個人情報保護などの様々な観点で幅広い経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本紮子氏の戸籍上の氏名は、山田紮子であります。
3. 松本紮子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松本紮子氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、候補者の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行いません。
5. 当社と松本紮子氏の間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。松本紮子氏の再任が承認された場合、当社は同様の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役鈴木猛仁氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

^{すず} 鈴 ^き 木 ^{たけ} 猛 ^{ひと} 仁 (1958年6月22日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1982年3月	当社入社	2007年12月	当社総務部長
1996年11月	当社販売部長	2008年9月	当社取締役
2001年7月	当社販売部アルペン担当部長	2009年9月	当社管理本部副本部長
2003年9月	当社人事部長	2018年9月	当社取締役(常勤監査等委員) (現任)

所有する当社の株式数：10,200株

在任年数：4年

取締役会出席状況：19/19回

監査等委員会出席状況：11/11回

取締役候補者とした理由

鈴木猛仁氏は、長年にわたり取締役として管理部門を指揮し、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有しており、また2018年からは常勤監査等委員である取締役としての役割を適切に果たしていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と鈴木猛仁氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。鈴木猛仁氏の再任が承認された場合、当社は同様の契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

下表は、取締役（監査等委員である取締役を含む）および役付執行役員に対して、特に期待する専門性・経験を示しております。

職位	氏名	共通スキル					業界特性スキル				
		経営戦略	財務 会計 税務	法務 リスク管理 コンプライアンス	人材開発 ダイバーシティ	サステナビリティ SDGs	商品戦略 企画製造 VMD	ブランディング ・マーケティング	営業戦略 出店政策	ロジスティクス	I T D X
代表取締役 会長	水野 泰三	●									
代表取締役 社長	水野 敦之	●			●	●	●	●	●		
取締役副社長	村瀬 一夫	●					●	●	●		
取締役管理 本部長	水巻 泰彦		●	●							
取締役	松本 絢子			●	●						
取締役 (監査等委員)	鈴木 猛仁			●	●				●		
取締役 (監査等委員)	花井 増實			●							
取締役 (監査等委員)	川瀬 良三		●								
取締役 (監査等委員)	山内 和雄		●								
専務執行役員 COO	二十軒 翔	●			●	●	●	●	●	●	●
常務執行役員	岡本 眞一郎						●	●			
常務執行役員	鎌田 貴之				●				●		

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルスの感染拡大に左右される状況が続いたものの、この春以降は感染者数も落ち着く方向にあり、社会活動にも正常化の動きが見られるようになりました。しかし一方で、不安定な海外情勢や、急激な為替変動、資源価格の高騰などもあり、先行きは不透明な状況が続いております。

消費環境におきましては、断続的な行動制限や外出自粛により個人消費は低調な推移が続きましたが、人出の回復が進むにつれ、消費にも改善傾向が見られております。スポーツ用品小売業界におきましては、部活動や各種行事が制限されたことの影響で需要の停滞が続く領域がある一方、ゴルフなどは好調に推移しており、カテゴリによって動向が大きく異なっております。

今後につきましては、さらなる需要回復への期待があるものの、足元では感染拡大の第7波として再びコロナ感染者数が高水準となっていることや、物品・サービスの値上がりが消費活動へ影響することなど、予断を許さない状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、消費環境の変化にいち早く対応すべく、ECサイトのサービス拡充や利便性の向上、自社ポイントプログラムの会員数拡大、店舗とECの連携強化などのデジタル領域の強化を引き続き進めております。

実店舗におきましては、大型旗艦店を始めとした複数の新規出店でシェア拡大を図るとともに、店舗スタッフの専門性を高める教育によって販売力の向上に取り組んでまいりました。また、販促面におきましても、創業50周年を記念した企画の打ち出しを進め、売上高の確保に注力してまいりました。

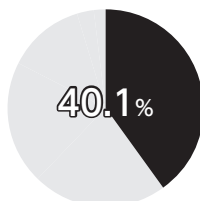
店舗の出退店の状況につきましては、「アルペン」6店舗、「スポーツデポ」5店舗、「ゴルフ5」3店舗を出店し、「アルペン」2店舗、「スポーツデポ」2店舗、「ゴルフ5」1店舗を閉鎖いたしました。

以上により、当連結会計年度末の店舗数は「アルペン」56店舗、「スポーツデポ」148店舗、「ゴルフ5」196店舗、「その他」3店舗の計403店舗となり、売場面積は4,101坪増加し253,888坪となりました。

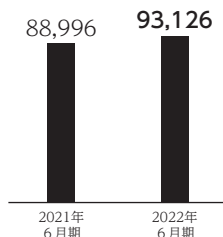
商品部門別の概要は次のとおりであります。

ゴルフ

売上高構成比



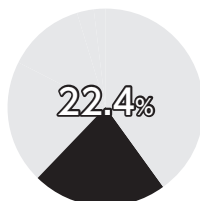
売上高 (単位: 百万円)



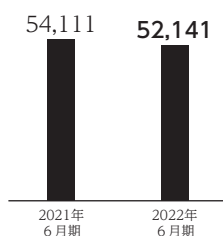
ゴルフ用品の既存店売上高は前年実績を上回る結果となりました。密回避のスポーツとしてプレー人口が増加したことによる好調な市場環境が継続しております。売上の中心となるゴルフクラブの需要が引き続き堅調に推移したほか、品揃えを強化しているゴルフアパレルについても好調な推移をしております。その結果、売上高は93,126百万円（前期比4.6%増）となりました。

スポーツライフスタイル

売上高構成比



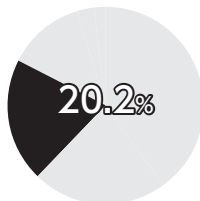
売上高 (単位: 百万円)



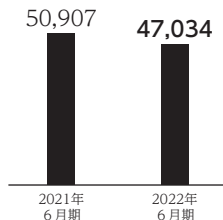
スポーツライフスタイル用品の既存店売上高は前年実績を下回る結果となりました。外出が自粛される中では需要が伸びない時期が続きましたが、春先以降は外出機会の増加に伴いアパレル中心に回復基調が強まりました。その結果、売上高は52,141百万円（前期比3.6%減）となりました。

競技・一般スポーツ

売上高構成比



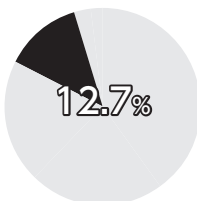
売上高 (単位: 百万円)



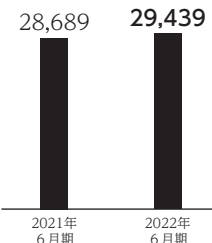
競技・一般スポーツ用品の既存店売上高は前年実績を下回る結果となりました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で部活動が制限された期間に売上が落ち込み、新型コロナウイルスの感染拡大の程度によって需要が大きく変動する、不安定な状況が継続しました。その結果、売上高は47,034百万円（前期比7.6%減）となりました。

アウトドア

売上高構成比



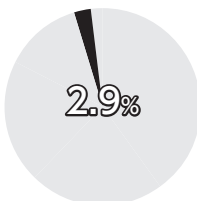
売上高 (単位：百万円)



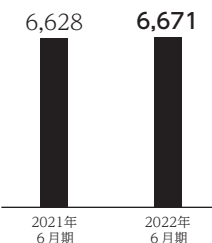
アウトドア用品の既存店売上高は前年実績を下回る結果となりました。夏場の天候不順により売上を大きく落としたことが要因ですが、その後も市場全体で取扱店舗の増加が続いたことで需給バランスが悪化し、値引き販売が増えるなど競争環境がやや厳しくなったことから、落ち込み分を取り戻すまでには至りませんでした。なお、アウトドア業態の新規出店を継続していることから全社ベースの売上高は前年を上回っております。その結果、売上高は29,439百万円（前期比2.6%増）となりました。

ウインター

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



ウインター用品の既存店売上高は前年実績を上回る結果となりました。降雪に恵まれたことでスキー・スノーボード市場は堅調な推移を示したものの、在庫量が限られたこともあって、売上の伸びは限定的となりました。その結果、売上高は6,671百万円（前期比0.6%増）となりました。

商品部門別売上高

部門 \ 期	2021年 6月期		2022年 6月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
ゴルフ	88,996	38.2	93,126	40.1	104.6
スポーツライフスタイル	54,111	23.2	52,141	22.4	96.4
競技・一般スポーツ	50,907	21.8	47,034	20.2	92.4
アウトドア	28,689	12.3	29,439	12.7	102.6
ウインター	6,628	2.8	6,671	2.9	100.6
その他	3,882	1.7	3,919	1.7	100.9
合計	233,215	100.0	232,332	100.0	99.6

利益面につきましては、行動制限等による需要の低下に対して購買促進のための値下げ企画を多く実施したことや、競争環境の変化によって、売上総利益率が低水準で推移いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、既存店改装やECの強化などを継続したほか、新規出店のための支出があったことで前年を上回りました。これらの結果として、当連結会計年度の営業利益は前年を下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は232,332百万円（前期比0.4%減）、営業利益7,153百万円（同52.6%減）、経常利益8,988百万円（同46.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5,310百万円（同50.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

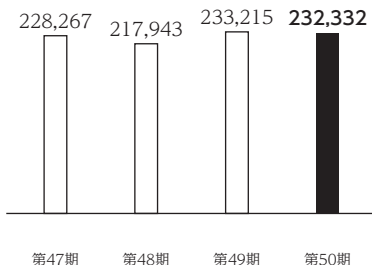
当連結会計年度における差入保証金等を含めた設備投資の総額は8,162百万円でありました。主な投資といたしましては当連結会計年度中の新規出店（「アルペン」6店舗、「スポーツデポ」5店舗、「ゴルフ5」3店舗、合計14店舗）であります。

(3) 資金調達の状況

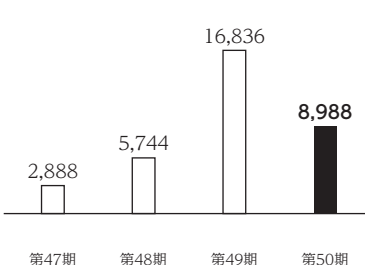
当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特筆すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

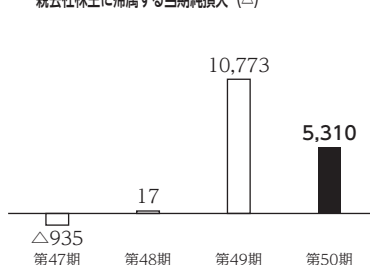
≫ 売上高 (単位: 百万円)



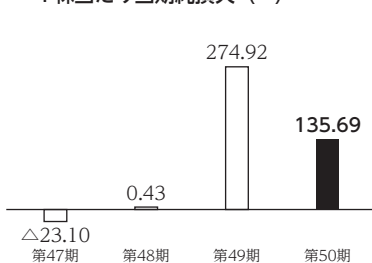
≫ 経常利益 (単位: 百万円)



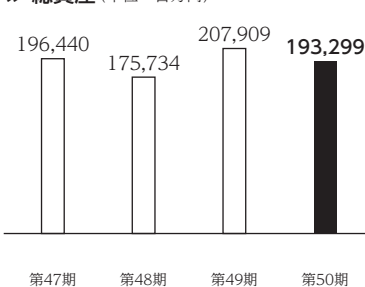
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位: 百万円)



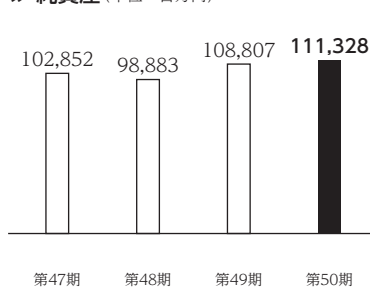
≫ 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (単位: 円)



≫ 総資産 (単位: 百万円)



≫ 純資産 (単位: 百万円)



区 分	第47期 2019年6月	第48期 2020年6月	第49期 2021年6月	第50期 (当連結会計年度) 2022年6月
売上高 (百万円)	228,267	217,943	233,215	232,332
経常利益 (百万円)	2,888	5,744	16,836	8,988
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△935	17	10,773	5,310
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)	△23.10	0.43	274.92	135.69
総資産 (百万円)	196,440	175,734	207,909	193,299
純資産 (百万円)	102,852	98,883	108,807	111,328

(注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症について各種対策の広がりなどによって影響が徐々に和らぎ、社会活動が正常化に向かうことが期待されているものの、足元では感染拡大の第7波として再びコロナ感染者数が高水準となっていることや、物品・サービスの値上がりや消費活動へ影響することなど、予断を許さない状況となっております。

また、円安やエネルギー価格・原材料価格高騰の影響が懸念されるほか、業界の垣根を越えた競争の激化などにより、厳しい経営環境が続くことが予想されております。

このような状況の下、当社グループは、需要が堅調に推移しているゴルフやアウトドア領域におけるシェアの拡大及び、コロナ禍によって売上の低迷が続いたスポーツ領域の回復に努めてまいります。

ゴルフ、アウトドア領域におきましては、「ゴルフ5」「アルペンアウトドアーズ/マウンテンズ」の商品面・サービス面の質をより高め、それぞれの市場での存在感を確実なものとしてまいります。

スポーツ領域におきましては、各カテゴリーの専門性強化や、既存店における売場改装などの挺入れのほか、プライベートブランドはもとより、ナショナルブランド各社とも協業した独自性のある優れた商品の企画によって競合との差別化を行い、売上高の増加に努めてまいります。

さらにデジタル領域におきましても、成長し続けるEC市場への対応を最優先に取り組んでいくとともに、2019年4月に導入にした新会員プログラムの顧客データを活用し、リアル店舗・EC双方でお客様の利便性向上を図り、スポーツ専門店No.1としての充実した、より満足いただけるサービスの提供を実現してまいります。

コスト面におきましても、さらなるデジタル技術導入やシステム刷新を進め、業務を徹底的に効率化し、生産性の向上を図ることで各種コスト上昇の影響を軽減し、業績向上のための経営基盤の強化に努めてまいります。

収益力拡大のための課題に加えて、コンプライアンスの強化とサステナビリティへの対応を積極的に進めてまいります。当社では2020年にサステナビリティプロジェクトを立ち上げ、スポーツを楽しむために必要な「自然環境を守る」こと、「スポーツを楽しむ愛好家を育む」ことをスポーツ企業の責任であり使命と考え、この2つの課題に対しての取り組みを進めております。現在は2027年までの5つの達成目標とKPIを設定し、活動を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
(株) アルペンリゾート	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エム・アイ・ゴルフ	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エス・エー・ピー	10百万円	100.0	不動産仲介、損害保険代理業
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	300万米ドル	100.0	スポーツウェア・グローブの製造
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	50万米ドル	100.0	靴の製造
ジャパーナ(無錫)商貿有限公司	290万米ドル	100.0	スポーツ用品の販売ならびに輸出入

(7) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 小売事業

主にスポーツ用品の販売および製造を行っております。なお、商品部門別の取扱い商品は次のとおりであります。

ゴルフ部門・・・ゴルフ用品等

スポーツライフスタイル部門・・・スポーツ・カジュアルウェア、スポーツシューズ等

競技・一般スポーツ部門・・・トレーニング・フィットネス用品、テニス・卓球等のラケット用品、野球・サッカー等の球技用品、自転車用品等

アウトドア部門・・・アウトドアウェア、キャンプ・トレッキング用品、自マリン用品等

ウィンター部門・・・スキー・スノーボード用品等

② その他

主にスキー場、ゴルフ場の運営、およびフィットネスクラブの運営を行っております。

(8) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

当 社	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区 (店舗) アルペン 56店舗 ゴルフ 5 196店舗 スポーツデポ 148店舗 その他 3店舗 アルペンクイックフィットネス 5店舗 フィットネスクラブ 2店舗</p> <p>(スキー場) 岐阜県郡上市 (ゴルフ場) 岐阜県瑞浪市、北海道美唄市 (ゴルフ練習場) 北海道北広島市 (倉庫) 愛知県小牧市、愛知県春日井市、愛知県一宮市、千葉県印西市 (工場) 岐阜県可児郡御嵩町</p>
(株) アルペンリゾート	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 三重県四日市市</p>
(株) エム・アイ・ゴルフ	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 千葉県市原市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市</p>
(株) エス・エー・ピー	(本社) 愛知県名古屋市中区
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区
ジャパーナ(無錫)商貿有限公司	(本社) 中華人民共和国江蘇省無錫市

(9) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,948名 (4,373名)	34名減 (129名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の(外書)は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,671名(4,353名)	22名減(84名減)	42歳7ヶ月	16年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の(外書)は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 井 住 友 銀 行	8,000
(株) り そ な 銀 行	1,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 125,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,888,000株

(注) 自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は
 1,600,000株減少しております。

- (3) 株主数 42,819名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （株）	持 株 比 率 （％）
(株) エー・エム・インターナショナル	13,582,960	35.01
水 野 泰 三	6,766,020	17.44
水 野 敦 之	3,326,280	8.57
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,348,100	6.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,136,680	2.93
アルペン社員持株会	551,114	1.42
(株) 三井住友銀行	360,000	0.93
(株)日本カストディ銀行（年金特金口）	236,900	0.61
(株)日本カストディ銀行（信託口）	224,500	0.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	130,800	0.34

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式96,148株を除く）の総数に対する割合であります。
 2. 2022年7月1日付で、(株)エー・エム・インターナショナルは、(株)ミズノ・ホールディングスと合併し、解散しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員、社外取締役を除く）	1,087株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
監査等委員	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2022年5月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類及び数 普通株式 400千株
- ・取得価額の総額 759百万円
- ・取得日 2022年5月12日

ロ. 自己株式の消却

2021年12月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類及び数 普通株式 1,200千株
- ・消却した日 2021年12月15日

ハ. 自己株式の消却

2022年5月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類及び数 普通株式 400千株
- ・消却した日 2022年5月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	水野泰三	
代表取締役社長	水野敦之	JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA) CO.,LTD. 会長 ジャパーナ（無錫）商貿有限公司 董事長
取締役副社長	村瀬一夫	
取締役	水巻泰彦	管理本部長
取締役	松本絢子	弁護士 西村あさひ法律事務所パートナー
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木猛仁	
取締役 (監査等委員)	花井増實	弁護士 万朶総合法律事務所所長
取締役 (監査等委員)	川瀬良三	税理士 川瀬税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	山内和雄	公認会計士 山内和雄公認会計士事務所所長 日本デコラックス㈱社外取締役（監査等委員） 愛知県監査委員

- (注) 1. 取締役松本絢子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役松本絢子氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、松本絢子氏の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行っておりません。
3. 監査等委員である取締役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員である取締役川瀬良三氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役山内和雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、監査等委員である取締役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏を、(株)東京証券取引所および(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、鈴木猛仁氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
8. 監査等委員である取締役山内和雄氏は、日本デコラックス(株)の監査等委員である社外取締役であり、また、愛知県監査委員であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額会社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行に関して悪意または重大な過失があった事に起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与および非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与で構成する。

ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。基本報酬は経営および業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合、個人別の基本報酬は同額とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位別の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに決定する。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方式の決定に関する方針

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、取締役に対して、各事業年度ごとの業績、会社の財政状況等を総合的に勘案して支給することとし、原則として年1回一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の企業価値向上への貢献意欲や士気をさらに向上させることを目的に、株主総会で承認された報酬枠等の範囲内で定め、毎年一定の時期に、職責に応じて定められた個数

を付与する。

エ. 金銭報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合については、経営環境、経営状況等を考慮しながら設定する。

オ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、指名報酬委員会で審議を行い、取締役会より一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて、個人別の報酬額を決定しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

② 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (1名)	182 (2)	147 (2)	35 (-)	0 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	18 (7)	18 (7)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (4名)	201 (9)	165 (9)	35 (-)	0 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額300百万円（うち社外取締役30百万円）とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額50百万円とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員は4名です。
3. 上記報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与について、2021年9月28日開催の第49回定時株主総会において年額30百万円、株式数の上限を年1万株とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名です。
4. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、また、当該指標を選定した理由は、小売業を中心とした当社グループは、環境変化に対して対応の早さを重要視して

おり、指標に対しての結果だけでなく、変化対応のための数字に表れない貢献度も重要と考えております。業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の業績の達成度合いをベースに貢献度を考慮し、賞与として原則年1回一定の時期に支給することとしております。

5. 非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長水野敦之に対し、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式の付与の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
社外取締役松本絢子氏は、西村あさひ法律事務所パートナーを兼務しております。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
社外取締役花井増實氏は、万朶総合法律事務所所長を兼務しております。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
社外取締役川瀬良三氏は、川瀬税理士事務所所長を兼務しております。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
社外取締役山内和雄氏は、山内和雄公認会計士事務所所長、日本デコラックス株式会社の監査等委員である社外取締役および愛知県監査委員を兼務しております。
当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役として期待される役割に関して行った職務の状況

社外取締役松本絢子

2021年9月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）花井増實

当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、活発な議事の運営に努めるとともに、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）川瀬良三

当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。

税理士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）山内和雄

当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。

公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、統括部署を設置する。
 - イ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程およびコンプライアンスコードを制定し、取締役および使用人の行動規範として遵守するよう周知徹底する。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては、コンプライアンスコードに基づき、毅然とした態度で排除する。
 - エ. 各部室およびグループ各社は、遵守すべき法令等の自主点検制度による点検を行うとともに、内部監査室が監査する。これら活動は定期的に監査等委員会および取締役会に報告されるものとする。
 - オ. また、当社は、内部通報規程により相談・通報体制を設け、取締役および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた時は、ホットラインにより通報することを定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、当社は通報者に対して不利益な扱いは行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従い文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、「リスク管理規程」に基づき、「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたることとする。平時においては、各部室および子会社が自主点検制度によりその有するリスクの洗い出しおよび自主点検を行い、そのリスク軽減等に取り組むとともに、内部監査室がそのリスク状況の監査を行い、コンプライアンス委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、定例の取締役会を原則として月2回開催し、取締役会規程等に基づき重要事項の決定および取締役の業務執行の監督等を行う。業務の運営については、中期経営計画、総合予算制度、月次損益制度による予算統制を実施する。職務については、組織基本規程、職務分掌規程、職務権限規程により権限分配と業務の効率化を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社を管理する部署を設置して総括的に管理することで、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、提示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- イ. グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ウ. 当社取締役、部長およびグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立の責任を有する。子会社の重要な案件については、規程に基づき当社へ決裁を求めまたは報告する制度をとる。
- エ. 監査等委員会が、会計監査人および内部監査室と連携して、グループ全体の監視・監査を適正に行える体制を構築する。
- オ. 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ監査等委員会、取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。
- カ. 当社のリスク管理、内部通報制度は、グループ各社を含めた体制とする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、要望があった場合には協議により必要とされる監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととする。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとする。
- また、監査等委員会スタッフは、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - イ. 取締役または使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況その他コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。
 - ウ. 監査等委員会で選定された選定監査等委員は、取締役および支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。
 - イ. 監査等委員会が独自に意見形成するため必要と認める時は、自らの判断で、専門の弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
 - ウ. 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換する会を設定する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、消費者の健康で豊かな生活の実現に貢献することを通じて、将来にわたっての企業体質の充実と事業展開の拡大を図り、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を基本方針としております。

配当については、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、業績の進捗状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対し積極的な利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25円とさせていただきます。すでに、2022年3月7日に実施済みの中間配当金25円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
(113,199)	(71,412)
現金及び預金	支払手形及び買掛金
28,905	46,874
売掛金	1年内返済予定の長期借入金
9,962	6,500
商品及び製品	契約負債
69,891	2,687
その他	引当金
4,535	289
貸倒引当金	その他
△95	15,060
固 定 資 産	固 定 負 債
(80,100)	(10,558)
有 形 固 定 資 産	長期借入金
(43,517)	3,000
建物及び構築物	リース債務
21,147	3,041
土地	引当金
13,548	936
リース資産	退職給付に係る負債
2,670	84
その他	その他
6,150	3,496
無 形 固 定 資 産	負 債 合 計
(3,718)	81,971
投 資 そ の 他 の 資 産	純 資 産 の 部
(32,864)	(110,790)
投資有価証券	株 主 資 本
2,136	資 本 金
差入保証金	15,163
19,159	資 本 剰 余 金
退職給付に係る資産	21,626
756	利 益 剰 余 金
繰延税金資産	74,183
4,655	自 己 株 式
その他	△182
6,229	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額
貸倒引当金	(538)
△73	その他有価証券評価差額金
資 産 合 計	181
193,299	為 替 換 算 調 整 勘 定
負 債 ・ 純 資 産 合 計	266
193,299	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額
資 産 合 計	(11,328)
193,299	純 資 産 合 計
資 産 合 計	111,328
193,299	負 債 ・ 純 資 産 合 計
資 産 合 計	193,299
193,299	193,299

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		232,332
売上原価		139,813
売上総利益		92,519
販売費及び一般管理費		85,366
営業利益		7,153
営業外収益		
受取利息	112	
不動産賃貸料	1,021	
助成金収入	422	
その他	1,003	2,561
営業外費用		
支払利息	110	
不動産賃貸費用	481	
その他	134	726
経常利益		8,988
特別利益		
固定資産売却益	44	
収用補償金	50	
その他	0	95
特別損失		
減損損失	821	
その他	48	870
税金等調整前当期純利益		8,214
法人税、住民税及び事業税	2,955	
法人税等調整額	△51	2,903
当期純利益		5,310
親会社株主に帰属する当期純利益		5,310

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(111,527)	流動負債	(71,155)
現金及び預金	27,355	支払手形	903
売掛金	9,786	電子記録債権	28,088
商品	69,952	買掛金	17,848
原材料	110	1年内返済予定の長期借入金	6,500
仕掛品	0	リース債権	1,133
貯蔵品	35	未払金	7,650
前払費用	146	未払費	2,025
前払の費用	2,301	未払法人税等	842
貸倒引当金	1,870	前受金	542
固定資産	△32	契約負債	2,687
有形固定資産	(80,329)	預り金	443
建物	(39,978)	賞与引当金	248
構築物	19,112	役員賞与引当金	35
機械及び装置	889	その他の負債	2,205
車両運搬具	1,171	固定負債	(10,111)
工具、器具及び備品	23	長期借入金	3,000
土地	2,357	リース債権	3,041
リース資産	12,450	役員退職慰労引当金	629
建設仮勘定	2,670	転貸損失引当金	306
その他の資産	623	資産除去債	1,657
無形固定資産	678	その他の負債	1,476
借地権	(2,525)	負債合計	81,266
商標	21	純資産の部	
ソフトウエア	2	株主資本	(110,408)
その他の資産	2,405	資本金	15,163
投資その他の資産	95	資本剰余金	25,074
投資有価証券	(37,825)	資本準備金	25,074
関係会社株式	2,136	利益剰余金	70,352
関係会社長期貸付金	4,276	利益準備金	50
長期前払費用	1,638	その他利益剰余金	70,302
前払年金費用	1,032	別途積立金	10
繰延税金資産	372	繰越利益剰余金	70,292
差入保証金	4,541	自己株	△182
貸倒引当金	19,151	評価・換算差額等	(181)
資産合計	5,197	その他有価証券評価差額金	181
	△521	純資産合計	110,590
	191,856	負債・純資産合計	191,856

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		229,777
売上原価		139,323
売上総利益		90,453
販売費及び一般管理費		83,335
営業利益		7,117
営業外収益		
受取利息	126	
不動産賃貸料	1,022	
助成金の収入	387	
その他	979	2,515
営業外費用		
支払利息	110	
不動産賃貸費用	481	
その他	130	722
経常利益		8,910
特別利益		
固定資産売却益	44	
収用補償金	50	95
特別損失		
減損損失	821	
その他	66	888
税引前当期純利益		8,117
法人税、住民税及び事業税	2,860	
法人税等調整額	△50	2,809
当期純利益		5,307

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社アルペン
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金原 正英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルペンの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金原 正英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルペンの2021年7月1日から2022年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

株式会社アルペン 監査等委員会

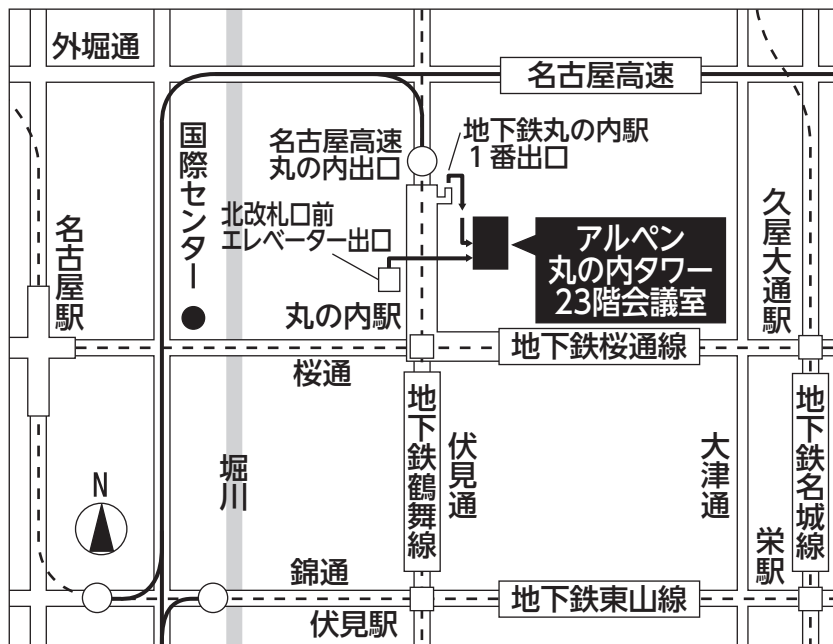
常勤監査等委員	鈴木 猛 仁	Ⓔ
社外監査等委員	花井 増 實	Ⓔ
社外監査等委員	川瀬 良 三	Ⓔ
社外監査等委員	山内 和 雄	Ⓔ

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当 社 アルペン丸の内タワー23階会議室
公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅
・1番出口より約60m
・北改札口前エレベーター出口より約170m

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。